

(二四九)

此書乃本作以下、宋刊本三篇、

点を御考慮に相成つて頂きたいと思ひます。私の質問はこれで終ります。

○河野正夫君 根本的なことを一つ伺つて置きたいのですが、学校法人は民法法人であると思うのであります。が、その民法の制約と本章の制約とどういうような関係を持つておるのでありますか、一般的にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(久保田隆雪君) 学校法人は民法のいわゆる財団法人に対して特別な内容を持つておりますので、この法案に掲げられておりますことは先ず第一次的に適用されまして、それ以外の関係のものは民法の補足的なものによつて補われるというように御解釈願ひたいと思ひます。

○鈴木憲一君 二十六条の収益事業の意味でありましても、学校の法人と不即不離のような形で事実面において現われて来ます学校の外部団体は、例えば後援会とか或いはPTAなどというような、そういうたようなものがある。この事業を行う場合には、この審議会は一切関係しない筈だと思ひますが、それで差支ないのですか、その御解釈を。

○政府委員(久保田隆雪君) 御解釈の通りでございます。

○鈴木憲一君 その場合にどこから学校法人の仕事であるか、外部団体の仕事であるかというように分らない場合も出て来るのだらうと思ひます。が、その場合に主権者が外部団体であるという名目でやれば、その収益の目的というものは二十六条に規定してある通りであつて、審議会の方には関係なく、許可といひますか、所轄省の認可を得る必要はない

わけであるのであります。

○政府委員(久保田隆雪君) 今のお話の学校法人とどの程度の関係のののだということは、ちよつとはつきりいたしませんでしたが、学校法人の性質の形ではなく、その枠外の法人であれば当然この枠からは外れると考へざるを得ないと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) それでは次に進行いたしまして第二節設立、第三十条乃至第三十四条の問題にいたしま

○大隈信幸君 第三十条の学校法人を設立するといふその設立は、第五年の一号の設置といふ言葉と、その関係はどういうことになるのですか。設立といふものの中の一部を設置といふ言葉で表わしておるのかどうか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) 三十条の場合におきましては、これは法人の設立でありまして民法の規定と同様の言葉を使つております。第五年の場合は学校の設置であります。一応学校とそれを経営する学校法人とは別箇のものとして考へております。

○委員(田中耕太郎君) ちよつと私からお尋ねいたしますが、先程河野委員に対して政府委員が答弁された、学校法人は民法の法人の一種になるといふことについては疑問がある。民法以外の特別の法人ではないか。これは法文全体を見ますとそういうふうな考えられるのですが、第三章の説明の理由にも特別法人として、こうあるの

○大隈信幸君 第三十条の第二項の場合、私立学校審議会の意見を聞かなければならないといふのですが、ここに問題があると思ひます。この一項については私立学校審議会の意見だけではないのであります。それと私立大学審議会と何らかの関係を持つて来るのかどうか、その辺の御説明を頂きたいと思ひます。

民法による場合には特に準用しておるのです。若し民法の財団法人の一種だといひますと準用する必要はないといふことになるのですが、その点はつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(久保田隆雪君) 先程の答弁が明瞭を欠いたと思ひますので補足して頂きたいと思ひます。民法の法人に対して学校法人は特別の法人を新たにこの法律によつて作り出したわけでありまして、民法のいふそれぞれの規定は、こちらの法人に対して必要な限度でこちらに準用して来まして、その中にたゞく出ておりません。でも民法の規定を準用することによつて補つた、今補足と申しましたのが或いは誤解されたものと思ひます。そういう限度で準用されるということでございます。

○委員(田中耕太郎君) 第二節設立について他に御発言はございせんか。

○大隈信幸君 三十一條の第二項の場合、私立学校審議会の意見を聞かなければならないといふのですが、ここに問題があると思ひます。この一項については私立学校審議会の意見だけではないのであります。それと私立大学審議会と何らかの関係を持つて来るのかどうか、その辺の御説明を頂きたいと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) 第三十一條の二項の場合におきましては、これは学校の法人の学校認可でございます。これは当然に私立大学審議会の意見を聞かなければならない、こう書いてあります。それから前に返りますが、第八條の二項に規定しておりますのは、大学設置審議会に諮問すべき事項と申しま

すのは大学の設置廃止でございます。従つて大学の設置廃止につきましてはこれは大学設置審議会の方に諮問する、こういうような形になるのであります。併しその手続は別でありまして、これは有機的に関連がある、こういう工合に考へます。

○委員(田中耕太郎君) 第二節について、これ以外に御発言ございせんか。ございせんければ第三節管理、第三十五條から第四十五條まで役員に關係しておりますから、これだけを一括して問題といたします。

○大隈信幸君 第三十五條の役員、学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならないとありますが、そうすると幼稚園といふような非常に小さな場合には相當無理があるのではないかといふやうな気がするのですが、そういうことをどういふふうに考へておられますか。

○政府委員(久保田隆雪君) 只今の民法の財団法人の大学の趣向として一人でも結構ですけれども、一応これを学校法人として特別な性格のものに考へましたために、少くともどういふ小さい場合でも学校法人という形をとる以上は、この定数の役員を持つて置きたいと考へてゐるのであります。

○委員(田中耕太郎君) 一つお尋ねしたいのは、第三十七條の一理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。但し、寄附行為をなすその代表権を制限することができ(一)とありますが、これは若し寄附行為を以て代表権の制限は、これは外部に對するものであるから、外部に對するものであるとするとすれば、重

大なる欠陥があるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(久保田隆雪君) これは外部に對する關係のものでございませんで、外部に對してはそういうことをやつても、代表権の制限ではございせん、そういうことでございませう。

○委員(田中耕太郎君) こういうふうな書きますと、併し外部に對する代表権の制限であるかのように見える。この点につき非常に明瞭を欠くのではないかと思われるのですが、若し外部の制限ならばこれは當然なし得ることである、この法文の書き方では「代表権を制限することができ」といふやうに一般的になつておるから、対内対外両方とも制限になる。これは民法の法人の対内対外關係に關する非常に重要な法理的の点だと思ひますが、尙それは御研究願つておきたいと思ひます。

それからもう一つありますが、理事については第三十八條で資格が定められておるのですが、監事についてはどういふことになつてゐますか。

○政府委員(久保田隆雪君) 監事についてはこれを規定してその資格要件を決めておるんですが、これは寄附行為で役員を決めるようにいたしましたので、寄附行為で決めるという趣向でございませう。

○委員(田中耕太郎君) 理事と監事とを區別したゆゑなんですが、これは別に區別する理由もないじやないかといふやうに感ぜられるのですが、或いは忘れてゐるわけじやないですか。

○政府委員(久保田隆雪君) 学校法人といふ特別なものを特に考へましたために、その執行機關であります理事と

いふ点については、特に重要に考えて格別の資格を一応並べたのであります。が、監事の場合にはその監事の仕事の性格から考えまして、特に学校法人であるからどうというふうに考えなくてはならない。建前から、寄附行為に任せようという態度をとりました。

○松野正夫君 私もその点を質問しようと思つたのですが、一体この私学というものにつきましてもやはり経理方面のことを自主的に正せばならぬ。この点については監事というものが自主的によくやらねばならぬが、監事を同族の中から選ばれたりして不明朗のことが起り勝ちであつた過去に鑑みまして、内部的監査を厳にする必要もあると思う。或いは対社会的信用を増すためには第三者の立場たる公認会計士を中に入れるような規定が必要と思ふがその点如何でありますか。今委員長が質問されたときに、理事を非常に尊重されて監事を非常に軽く見られたように思へたから、その点をお伺いして置きたいと思ひます。又監事選定手続が規定されていないが如何ですか。

○政府委員(久保田隆雄君) 特に監事を軽く見たという意味ではございませんで、むしろ三十八条の四項、五項といつた制限程度のことを考えれば、あつた学校にお任せして十分でないかと考えたのでございませう。

○河野正夫君 私、言葉の点ですが、第三十七条四項の三号、監事の職務のうち「監査した結果不整の点」というこの不整とはどういふ意味ですか。何だか新しい日本語のような気がするのですが。

○政府委員(久保田隆雄君) これは別に新しい言葉ではございませんで、民法の中にあるのです。

○委員(田中耕太郎君) それではよろしくございませう。では四十一條から四十四條まで問題にいたします。

○松野正夫君 四十二條の第六号におきまして「その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めらるるもの」とありますが、その他の中にはどういふことを考へておられるのですか。

○説明員(福田繁君) これはまあ一号から五号までのもの以外にいろいろな事項があることを予想して、その他と書いてあるものであります。これは役員を選任等に関しましていろいろ細かい規定を置く場合であるとかそういうことを予想しております。

○委員(田中耕太郎君) ちよつと伺います。監事は評議員であることは必要ないのですか。

○政府委員(久保田隆雄君) 評議員であることは必要ないのであります。評議員であつても一向差支ございませう。

○委員(田中耕太郎君) 監事の選任といふことはどういふ手続でなされるのですか。理事については職員の中から寄附行為の定めるところにより選任された者といふことになつておりますが、監事の選任に関する資格の問題についてあります。併し選任の手続について規定が……

○政府委員(久保田隆雄君) ……寄附行為に関する規定といふものを入れまして、寄附行為の中でさへできる仕事といふものを考へたのであります。

○河野正夫君 第四十四條の第二項の「前項第一号に規定する評議員は、職員

の地位を退いたときは」云々とありますが、この職員といふのは大学でいへば教授の外に事務員といふような者を含みますかどうですか。伺います。

○説明員(福田繁君) 三十九條におきまして、学校法人の職員といふ中に括弧書きで説明を加えてあります。

○委員(田中耕太郎君) それでは四十一條から四十四條まで別に御発言ありませんか。なければ先に進みます。

○河野正夫君 第四十七條ですが、「財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備へ置かなければならぬ」とある。備へて置くのみでなくして例へば評議員といふような人々には閲覧の求めに応じなければならぬといふような規定を置いて、その公共性を高めるということとは考へられなかつたのであります。その点について。

○政府委員(久保田隆雄君) 評議員なり理事なり、そうした役員関係であれば、当然にそういうことを内容として認め得るといふふうに考へております。

○河野正夫君 いや私の言うのは役員ばかりじゃないのであつて、例へばそれが仮に学生であつても、ときにそれは第三者であつても、或る種の必要がある場合には閲覧の求めに応じ得るくらいにする方が、公共性という意味においてはいいのじゃないかと思ひます。今まで從來私立学校がいわゆる学校と云ふものの経営になるという風評がしばしばあつたのであります。もう有力な立派な学校はそうではないといふにしても、その途中におい

てか或いは又設立早々の内容の余り充たないような学校においては、しばしば収益事業のための学校を営んでおると言われる時代もあつたのであります。今日は全然私立学校の経営難の時代ですからそういうことはありますまいけれども、併し今日と雖も名目は一族ではない、他の人々が役員に地位に就いて、如何にも公共性のあるような形で運用されておられながら、併し一般職員などの給与を非常に低くして、一族と見らるる人々の方面にその金が流れ込んで行くといふようなのが、学校顧問の非常に大きな原因であつたことがある。そういう意味ではつまり限定はされてもいいが少くとも或る種の公開といふことが必要ではないか。そういうふうなことがよつて不正な運用が避けられる、こう考へますが如何でしょうか。

○政府委員(久保田隆雄君) 形がなければ、債権者保護の關係からいふかと思ひますが、一応私共の考へ方では、評議員といふものを相當数、又その範圍も相當広めて、その学校に直接関与できる、又関与して貰うという建前をとりました關係から、その限度で十分ではあるまいかと考へておる次第であります。

○鈴木憲一君 妙なことを申すようですけれども、学校の校舎とか或いは校地といふようなものを借入れておる場合には、学校の重要な資産といふふうには認められますか、それとも認められませんか。

○政府委員(久保田隆雄君) それはたゞ「借物」であらうが、学校といふ建前から申しますと、校地、校舎は重要な財産でございませう。

○河野正夫君 議事進行について、時間も十二時を過ぎましたので、こゝらで休憩して頂いて食事にしたら如何ですか。

○委員(田中耕太郎君) それではこの程度で休憩いたしまして午後一時半から引續いて開会いたします。

午後三時五十三分開会

○委員(田中耕太郎君) 休憩前に引續いて私立学校法案の審議を開始いたします。

○河野正夫君 第三十八條の四項の「役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない」といふことは、各役員といふのは例へば理事幹事おの／＼についてという意味か、そうでなくして理事も幹事も含めた役員全体のその個々の或る一人の役員について、こゝういふ意味か。具体的に申しますと、配偶者、三親等以内の親族、そういう關係にある者が理事、幹事を含めての役員の中で二名は許すといふ意味か、三名は許すといふ意味か。この点について御説明願ひたい。

○政府委員(久保田隆雄君) すべての役員、理事も幹事も含めた意味で、すべての役員を通じてこゝういふ制限の關係のその人を含めて二人の場合が最高の場合でありまして、それを越えることではないといふ意味でありまして、各役員は具體的なその人についての意味でございませう。

○委員(田中耕太郎君) 四十二條第

○委員長(田中耕太郎君) 四十二條第

○河野正夫君 誤解があつたようです
が、学校法人の職員や教員や卒業生を
含む広範囲なものでから評議委員会を
立させるのが一つのこの法案の目的で
あるところが説明に誤られておるわけ
であります。ところがそれがここに明瞭
になつていないのはどういふわけで
あるか、こういう質問なんです。

○河野正夫君 この第五十九条の第一項における助成は、もとよりその金額等については、地方庁なり国家の予算等によつて決定されるものでありまするけれども、具体的にどの学校にどのくらいの助成なり、貸付金なり、補助金を出すというようなことの決定については、私立大学審議会若しくは私立学

係の点は、必ずしも私明確にしなくても
ませんので、従来の関係と切離してお
答えたいと思うのであります
が、一応事務費といつたような様で扱
げられておるもの以外の貸付金は、例
くまでも貸付金の形で各学校において
十分に利用できるように始末して行き
たいと思ひます。

いろいろな嗜好をとらずに、如何にもここに官庁の自由な支配に属するような恰好が見えておるのであります。例えば私立学校の備えておる条件について、その助成の目的を有効に達し得るかといふことを審査しなければならぬ。その審査と今前者によつてお話のあつたいわゆる貸付のことに關する

さなかつたということは、今の現実の場合においてはそういうことは言い得るかも知れんけれども、将来に伺つて当事者の方面が變つたときはこの法令によつて処置するということの外にないのであります。そういう点から考えまして非常に私はそこに疑惧の念を持つたので質問したのであります。

○政府委員(久保田藤吉) 事実上運営いたしましたのでこの法的根拠がないにやないかという御質問であります。二つの審議会が重要なこととして考えられる最もその大きなものの一つに、この予算の關係のこととくにこの配分といふようなことがある筈でありまして、そのことについての一応の建議を我々の方で受けるというときそれが一つ、そこから法的な基礎を必ず持ち得るという見通しをしております。

○河野正夫君 この学校法人については、三十条で寄附行為について所轄庁の認可を必要としているのであります。ところが三十三条では学校法人の成立原因は登記である、こうなつておるのであります。認可で寄附行為が決まるものとするならば、六十二条で解散の命令を所轄庁に認めているのは少しおかしくはないか、むしろ認可を取消すことができる、こうあつてもいいんじゃないかと思ふのですが、その点如何でございますか。

○政府委員(久保田藤吉) 学校法人の成立は認可の上に登記を納めておられます。認可と登記という明確な形をとりたいという立場に立ちましたのと、最近のこうした關係の立法例がこの形をとつておりますに倣ひましたわけでございます。

○委員(田中耕太郎君) 外に御質問ございませうければ、第四章雜則。

○若木藤吉君 私は第六十五条について質問したいと思ふのでありますが、この第六十五条によりますと、「学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。但し、前条第四項の法人は、この限りでない。」ところがこの前条第四項の法

人といふようなものについては、第六項におきまして「学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることのできる」と明確に規定してあるのであります。この規定によりますと、寄附行為の変更によつて学校法人が第四項の法人になつたり、或いは第四項の法人が学校法人になつたりするといふふうに極めてこの二者の間に明確な区別があるのであります。然るに拘わらずその名称を同一にしてよろしいといふようなことについては、どういふうな見解があるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(久保田藤吉) 第六十五条がこの学校法人の名称について限定的な形をとつておりますのは、各種学校を設立いたします場合に、各種学校に準ずる法人といふような意味を主体にしておるのでなくして、むしろ学校法人が持ちます特別な性格を、外の社団法人、財団法人といふたようなものに対して強く考えたのでございませう。只今御指摘のように、第六項は、この学校法人と準学校法人との二つの關係が、如何にも明確なように見えるというお説であります。そこで内容的に一方に明確にしながら、又その二つの學校の關係は、たゞ「学校教育法の第一条に申す学校と、各種学校といふ區別だけでありまして、学校といふ範疇から申せば、むしろ二つは同一の形にできるだけ置きたい」といふ趣旨から、六項で以て容易に異動ができるようにして置きながら、その実質的な点をそこで區別しながら、第六十五

条で以て、各種学校とは言うが、事実それは内容的に見て、学校教育法第一条の學校と、この法人という性格からは成るだけ近いものに置きたいという意味で、学校法人という名前をこの場合に限つて認めるという態度をとつたのでございませう。

○委員(田中耕太郎君) 第五章罰則に進んでよろしいやうでございますか……では第五章罰則に移ります。別に御発言ありませんければ、附則に入りましてよろしいやうでございますか……それは附則を問題といたします。別に御発言がございませうか。

○小野光洋君 本法の第九条と第十八条に私立学校審議会と私立大学審議会は、おの／＼都府県知事或いは文部大臣に対して建議をすることができ、重要な事項について建議をすることができるといふ、この建議の中に重ねてお伺いするわけでありまして、第五十九条の第一項及び第二項の事項はつきりと含まれてゐるのだといふことを確認してよろしいやうでございますか。

○政府委員(久保田藤吉) 建議の重要な事項の一つとして当然それは含まれておるものと解釈いたしております。

○委員(田中耕太郎君) それでは私立学校法案の逐条審議はこの程度で以て終了いたしましたものといたしてよろしいやうでございますか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。

○左藤藤吉君 本日は逐条審議を終りましたので、この程度で散會いたしました。明日衆議院の修正案、その他のまだ問題もあるやうでありますがそれ

を終りました、討論採決に入りますように、本日はこの程度で散會されんことを希望いたします。

○委員(田中耕太郎君) 左藤君の動議に御異議ございませんか。

○委員(田中耕太郎君) それでは御異議ないものと認めます。本日はこの程度で散會いたします。明日は午前十時から開會いたします。

午後四時十七分散會
出席者は左の通り
委員長 田中耕太郎君

理事 若木 藤吉君
松野 喜内君
木内キヤウ君
藤田 芳雄君

委員 河崎 ナツ君
河野 正夫君
左藤 藤吉君
小野 光洋君
大隈 信幸君
梅原 真隆君
西田 天香君
堀越 儀郎君
三島 通陽君
山本 勇造君
鈴木 憲一君

政府委員 文部事務官(管理局長) 久保田藤吉君

説明員 文部事務官(管理局長) 堀田 繁君

十一月二十八日本委員会に左の事件を

付託された。
一、私立学校法案(予備審査のための付託は十一月十七日)